平成２９年（フ）第１４１号
群馬県前橋市大友町３丁目７番地５　コーポ松井　107号
破産者　安達　哲夫
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８９５号
埼玉県志木市下宗岡２丁目８番23号
破産者　内村　克廣
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９１８号
埼玉県川口市芝塚原２丁目11番28―310号　ブライトンコート
破産者　神林　正人
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２３５号
川崎市川崎区大島上町17番２―804号、前住所福岡市博多区住吉３丁目５番５―501号
破産者　松岡　啓司（旧姓戸川）
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４４１号
川崎市高津区坂戸３丁目17番10―101号　グランエステート
破産者　吉田　　謙
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８３１号
名古屋市守山区西川原町315番地　新守山住宅212号
破産者　柳原　輝雄
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０９６号
名古屋市緑区六田１丁目170番地
破産者　西式健康サロンなごみこと　小池　翼
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１３６号
名古屋市守山区鳥羽見１丁目21番14号　Ｃｒｅａｒ　ｆ　１Ｄ号
破産者　酒井　　宏
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１７３号
名古屋市緑区東神の倉２丁目901番地　レオパレスドナヴィータ101号、従前の住所愛知県愛知郡東郷町白鳥３丁目19番地７
破産者　本郷　　司
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３９号
広島市安佐南区西原４丁目29番18―１号
破産者　政岡　美穂
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３０号
熊本市東区桜木５丁目７番17号
破産者　秋吉　千帆
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３１号
熊本市東区新外２丁目４番45号
破産者　安藤　嘉浩
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５４号
大分市大字荏隈910番地の１（市営Ｈ８―506）
破産者　木村三恵子
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５６号
大分県別府市大字鶴見1951番地の108
破産者　髙森　直也
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２０６号
鹿児島県鹿児島市西伊敷６丁目16番１号
破産者　山本　　良
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２８９号
鹿児島県鹿児島市加治屋町19番15号　エクシード加治屋701号
破産者　福永奈美枝
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
釧路市美原１丁目52番５号、申立前の住所北海道釧路郡釧路町雁来２番地48
破産者　安済三佳子
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１６３号
北海道厚岸郡厚岸町門静１丁目265番地、申立前の住所北海道厚岸郡厚岸町白浜１丁目86番地　松原大和方借家
破産者　山根　広篤
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所